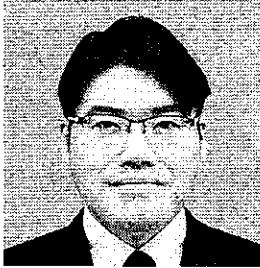


資格・総合



駒橋 夏樹氏

不動産賃貸借における原状回復に伴う敷金・保証金に係るトラブルの解決を図る専門家である「敷金診断士」。よくある相談ケースとして、「退去する際に原状回復にかかる費用をどのくらい請求されるのか不安だ」というものがあります。

具体的には、室内クリーニングの費用などが心配だ、な

駒橋 夏樹氏

東京・千葉敷金診断士事務所 代表(千葉県市川市)

どというものです。また、相談者様の中には、敷金が返つてこないのは前提だと思われている方も多いらしいです。せっかくの新生活です。

心配なことはクリアにして臨んでおきましょうがよ」と思います。せひとも退去の際は、敷金診断士に相談いただけたらと思つております。

【調停人候補者】

駒橋 夏樹氏

東京・千葉敷金診断士事務所 代表(千葉県市川市)

これまで敷金診断士として退去される方々のご相談をお聞きしたり、退去に伴う室内チェックに立ち会うなどしてまいりましたが、どうしても資格の制限上、ケースによっては非弁行為となってしまうため、診断書などで解決まで

保有資格等=敷金診断士、リスクがあります。訴訟になる前に、紛争への発展を

人と人との利害関係の対立は、時たまござりてしまい、その結果、紛争に発展してしまいます。上述のように、紛争が訴えます。

やんが、このような紛争が生じた場合、通常皆さんが、この紛争解決方法として思い浮かべるのが訴訟である。しかししながら、訴訟は時間がお金もかかり、精神的にも疲弊してしまうという

ADR(裁判外紛争解決)という概念には、裁判以外の紛争解決手段が広く含まれます。日本不動産仲裁機構に寄せられる様々な相談のうち、制度上の正規の和解手続きに至るのは、一部ではあります。ADR制度を背景にお客様の相談に向き合う調停人の日々の活動は、それ自体が広い意味でのADRと呼べることができます。ここでは、そのような街の調停人候補者の方々の声をご紹介します。

の道標を示すことが難しい案件もあり、その度に、正直もどかしい気分でした。そのようなとき、調停人の資格制度を知りました。調停人の資格を持つば、もっと踏み込んだ活動ができる感じ、「よし、やってみよう」と思つたのがかけでした。

訴訟は疲弊する

活用すべがであると私は考

えます。

調停人は、民事紛争の解決手続きとして、その紛争の和解の仲介をすることができま

す。上述のように、紛争が訴訟に発展すると、紛争当事者にとつて経済的にも時間的にも、更に精神的にも負担が大きくなってしまいます。そうなる前に、双方が歩み寄つて身として、日頃からしつかりと研鑽を積み、調停人としての資格を生かし、調停に臨む方々の助けになりたいと考えています。

仲裁



28

街の不動産トラブルを解決する
調停人候補者紹介